

産業衛生 レポート

No.541

2024年10号

パナソニック健康保険組合 産業衛生科学センター

令和6年度「化学物質管理に係る専門家検討会」の中間取りまとめ

(令和6年8月30日 厚生労働省発表)

厚生労働省は、このたび、化学物質管理に係る専門家検討会において、「化学物質の危険性または有害性等の情報の的確な通知等」に関する中間取りまとめを行いました。

この報告書は、令和5年4月から順次施行されている労働安全衛生法令に基づく新たな化学物質規制^{*}を的確に実施するため、専門家が検討した結果を取りまとめたものです。リスクアセスメントを的確に実施するために必要となる危険性または有害性等の情報の通知制度を運用改善する方策等について整理しています。

この中間取りまとめで示された内容を踏まえ、化学物質による労働者の健康障害防止対策をより一層充実していきます。

^{*}特定の化学物質を個別に規制する従来の規制体系から転換し、国によって危険性・有害性が確認された全ての物質に対して、ラベル表示や安全データシート（SDS）等の情報に基づき、事業者等が自立的にリスクアセスメントを行い、これに基づいてリスク低減措置を実施する規制

中間取りまとめの目次

1. 検討の趣旨及び経緯等
2. 化学物質の危険有害性情報の通知制度に関する検討の趣旨について
3. 現行の危険有害性情報の通知制度の運用改善について
4. 危険有害性情報の通知制度における営業秘密の保持について

この中間取りまとめでは、危険有害性情報の通知について労働安全衛生法施行令等の改正後の課題を踏まえた運用改善について検討されています。以下に、主なポイントを記載します。

化学物質管理に係る専門家検討会中間取りまとめ 抄

3. 現行の危険有害性情報の通知制度の運用改善について

第1 通知事項の改善について

1 「成分及び含有量」について

- 成分及びその含有量について、CAS登録番号等、成分名を特定できる一般的な番号 SDS 等で通知することを義務付けるべき。
- 適用される法令について、特別規則適用物質や危険物に加え、リスクアセスメント対象物質、皮膚等障害化学物質等、がん原性物質及び濃度基準値設定物質については、含有される成分ごとに、法令による規制が適用される旨を通知することを義務付けるべき。

2 「貯蔵又は取扱い上の注意」における保護手袋について

- 混合物の場合、ユーザーが選ぶことは負担が大きいことから、必要最小の事項の通知を義務付けるべき。
- 適当でない保護手袋の材料（ネガティブリスト）の通知を義務付けるべき。
- 最終的に消費される段階の製品については、推奨する保護手袋の材料（ポジティブリスト）の通知が望ましい。

3 「貯蔵又は取扱い上の注意」の記載事項における呼吸用保護具について

- 最終的に消費される段階の製品については、呼吸用保護具を使用する場合に選択すべき呼吸用保護具の種類の通知を義務付けるべき。

- ・防毒用マスクについて、最終的に消費される段階の製品については、成分に応じ、使用すべき吸収缶の種類を通知することを義務付けるべき。

第2 通知方法の改善について

- ・譲渡・提供を受けることを検討している者からの求めがあった場合、製品に含有する成分に係る適用法令の一覧だけでも開示することが望ましい。
- ・現在、努力義務となっている、通知事項の変更時の譲渡・提供先への速やかな通知を義務化すべき。

第3 履行確保のための施策等

- ・SDS の交付等による危険有害性情報の通知の義務（法第 57 条の 2 第 1 項）に罰則を設けるべき。
- ・SDS 等により通知した事項を変更した場合は、変更後の通知事項を速やかに譲渡・提供先に通知（法第 57 条の 2 第 2 項）する努力義務を義務規定とするべき（罰則は設けない）。

4. 危険有害性情報の通知制度における営業秘密の保持について

第1 (省略)

第2 営業秘密の定義、非開示の対象

- ・成分名は、重篤な健康障害を生ずる有害性クラスに該当する場合や、特定の有害性クラスであって区分 1 に該当する場合等を除き、営業秘密に該当する場合は非開示の対象とすべき。
- ・含有量は、非開示の対象とはせず、上記の成分名の非開示対象の物質の含有量は、(安衛則第 34 条の 2 の 6 に規定された) 10%刻みの表示を原則とすべき。

第3 (省略)

第4 営業秘密として非開示とした場合の SDS 等による通知事項及び履行確保の方法

- ・営業秘密による非開示とする場合、「営業秘密」であることを通知することを義務付けるべき。
- ・成分名を非開示とする場合、それに代わる代替名その他情報を通知することを義務付けるべき。

第5 医療上の緊急事態における開示

- ・医師が、非開示対象物質にばく露した者への診断及び治療のために必要であるとして、成分名の開示を求めた場合、営業秘密に当たる成分名を直ちに開示することを化学物質の譲渡・提供者に対して義務付けるべき。

詳細は以下をご確認ください。

- ・ [別添1 令和6年度 化学物質管理に係る専門家検討会 中間取りまとめ\(概要版\)](#)
- ・ [別添2 令和6年度 化学物質管理に係る専門家検討会 中間取りまとめ\(詳細版\)](#)

NPE を第二種特定化学物質に指定、環境汚染防止のための措置に関する技術上の指針を設ける製品として指定

～「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令」～

(令和 6 年 9 月 24 日 厚生労働省・経済産業省・環境省発表)

この政令は「ポリ（オキシエチレン）＝アルキルフェニルエーテル（アルキル基の炭素数が 9 のものに限る。）」（NPE）を化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）に規定された第二種特定化学物質に指定し、また、この物質が使用されている「水系洗浄剤」を、環境汚染防止のための措置に関する技術上の指針を設ける製品として指定し、所要の改正を行ったものである。

【政令の改正ポイント】

- (1) 第二種特定化学物質の指定（化審法施行令第 2 条関係）
「NPE」を指定する。

- (2) 第二種特定化学物質が使用されている製品のうち、環境汚染防止のための措置に関する技術上の指針を設ける製品の指定（化審法施行令第9条関係）

「NPE」を使用した製品として、「水系洗浄剤」を指定する。

公布日：令和6年9月27日

施行期日：令和7年4月1日

【 制定する告示の概要 】

本告示は、NPE及びNPEを含有する水系洗浄剤（以下「NPE等」）の取扱いに関する技術上の指針を定めるものであり、NPE等を取り扱う場合に環境の汚染を防止するためにとるべき措置として、以下の事項を含む指針を定める

- ・ NPE等を取り扱う施設等の構造等について
- ・ NPE等を取り扱う施設等の点検管理について（点検管理要領の策定等）
- ・ NPE等の取扱作業について（作業要領の策定等）
- ・ NPE等の漏出処理について（漏出処理要領の策定等）
- ・ 排水、廃液及び汚泥等の処理について

■NPE の用途

工業用の界面活性剤（ゴム・プラスチック製造における乳化重合剤 や分散剤、金属や機械の切削・圧延油の乳化剤、業務用洗浄剤、繊維製造における洗浄剤、 紡糸や紡績の際の潤滑油剤、染色の均染剤、顔料・塗料・インクの分散剤や乳化剤、農薬の展着剤など）

■主な NPE の CAS. NO

104-35-8：2-(4-ノニルフェノキシ)エタノール

26571-11-9：26-(ノニルフェノキシ)-3, 6, 9, 12, 15, 18, 21, 24-オクタオキサヘキサコサン-1-オール

27177-08-8：29-(ノナン-1-イルフェノキシ)-3, 6, 9, 12, 15, 18, 21, 24, 27-ノナオキサノナコサン-1-オール

20427-84-3：2-[2-(4-ノニルフェノキシ)エトキシ] エタノール

詳細は以下をご確認ください。

- ・ [要綱](#)
- ・ [案文・理由](#)
- ・ [新旧対照表](#)
- ・ [参照条文](#)
- ・ [技術指針\(概要\)](#)
- ・ [NPE の第二種特定化学物質への指定について\(METI/経済産業省\)](#)

令和5年「労働安全衛生調査（実態調査）」の結果を公表

(令和6年7月25日 厚生労働省発表)

厚生労働省では、「令和5年労働安全衛生調査（実態調査）」の結果を取りまとめました。

労働安全衛生調査は、労働災害防止計画の重点施策を策定するための基礎資料とし、労働安全行政運営の推進に資することを目的として実施しています。

令和5年は事業所が行っている安全衛生管理、労働災害防止活動及びそこで働く労働者の仕事や就業生活における不安やストレス等の実態について、常用労働者を10人以上雇用する民営事業所から無作為に抽出した約

14,000 事業所並びに当該事業所に雇用される常用労働者及び受け入れた派遣労働者から無作為に抽出した約 18,000 人を対象とし、有効回答を得た 7,842 事業所及び 8,431 人について集計したものです。
以下、メンタルヘルス関係と化学物質関係の調査結果のポイントを示します。

【調査結果のポイント】

〔メンタルヘルス対策に関する状況〕＜事業所調査＞

過去 1 年間にメンタルヘルス不調により、連続 1 ヶ月以上休業した労働者がいた事業所の割合は 10.4% (令和 4 年調査 10.6%、以下、括弧内の数値は、令和 4 年の調査結果)、退職した労働者がいた事業所の割合は 6.4% (5.9%)。

メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所の割合は 63.8% (63.4%)、事業所規模別にみると、労働者数 50 人以上の事業所で 91.3% (91.1%)、労働者数 30～49 人の事業所で 71.8% (73.1%)、労働者数 10～29 人の事業所で 56.6% (55.7%)。

〔仕事や職業生活に関する強いストレス〕＜個人調査＞

現在の仕事や職業生活に強い不安、悩み、ストレスとなっていると感じる事柄がある労働者のうち、その内容は「仕事の失敗、責任の発生等」が 39.7% (35.9%) と最も多い。

〔化学物質のばく露防止対策への取組状況〕＜事業所調査＞

労働安全衛生法第 57 条の化学物質「表示対象化学物質」には該当しないが、危険有害性がある化学物質を製造又は譲渡・提供を実施している事業所のうち、全ての製品の容器・包装に、GHS ラベルに基づく表示をしている事業所の割合は 73.6% (80.9%)。

労働安全衛生法第 57 条の 2 の化学物質「通知対象化学物質」には該当しないが、危険有害性がある化学物質を製造又は譲渡・提供を実施している事業所のうち、全ての製品に安全データシート (SDS) を交付している事業所の割合は 75.6% (54.9%)

詳細は以下をご確認ください。

- ・ [令和5年 労働安全衛生調査\(実態調査\) 結果の概況 | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](#)
- ・ [報道発表資料](#)
- ・ [概況](#)